

笠間市まちづくり市民活動助成事業を募集します

市民活動団体の提案事業に対する補助事業

NPO法人をはじめとした民間団体と大学や企業等との協働を推進し、市民活動の活性化を図ることを目的に、市民自らがまちづくりの主体として活動していくために必要な経費に対して助成金を交付します。

◆応募資格

助成の対象となる団体は、次の各号のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っているもの
- (2) 前号の活動を自主的に行い、継続して行う見込みがあるもの
- (3) 活動拠点が市内にあり、地域の発展に貢献する活動を行うもの
- (4) 他の地域、民間活動のモデルとなるもの
- (5) 5人以上の構成員がいるもの

※ただし、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体については、助成の対象としません。

◆対象となる事業

次のいずれかに該当し、交付決定後、平成31年4月から翌年3月までの間に実施する事業

事業区分	事業内容	補助率	助成金の額
1 自立促進事業	市民活動団体の設立や法人化など、市民活動団体の自立をめざす事業	必要な経費 (1団体1回限り)	限度額10万円
2 地域活性化事業	市内外からの集客を目的に、創意と工夫をもって取り組む事業	事業費の3分の2以内の額または30万円以内のいずれか少ない額	限度額 ・30万円/単年 ・45万円/2年継続 ※2ヶ年合計額 ・60万円/3年継続 ※3ヶ年合計額
	市民交流を促進するために効果的な事業		
	地域資源を効果的に活用した個性的なまちづくり事業		

◆審査基準

まちづくり市民活動助成金審査会で、別に定める審査項目により、書類審査(1次)および、申請団体の代表者から直接プレゼンテーション(2次:3月下旬から4月上旬に実施予定)をしていただき決定します。

◆応募の手続き

笠間市まちづくり市民活動助成事業希望調書、団体説明書、活動写真等を3月8日(金)までに市民活動課へ提出してください。

※希望調書は市民活動課窓口設置および市ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.city.kasama.lg.jp/page/page001928.html>

◆採択件数

自立促進事業1件以内、地域活性化事業3件以内を基準とし、予算の範囲内で決定します。

【問い合わせ】市民活動課(内線133)

助成事業を利用して開催された活動状況



▲旧陣屋冬の陣



◀かさま手作りフェスタ



自転車 de 街づくり協会

重度心身障害者医療福祉費支給制度(マル福)の対象者が新たに加わります

「重度心身障害者医療福祉費支給制度」が改正され、平成31年4月から精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方も対象になります。

受給資格該当の方へは、平成31年3月下旬に、4月1日以降の手続きについてのご案内を送付します。

また、小児医療福祉費支給制度が改正され、平成30年10月1日から入院対象年齢が18歳まで(18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで)拡大されました。入院される場合は受給者証の発行申し込みをお願いします。

【問い合わせ】笠間市役所 保険年金課(内線143)・笠間支所 市民窓口課(内線72123)
岩間支所 市民窓口課(内線73182)